

# 今後の取り組み

- 所有者不明土地に係る新制度の円滑な施行に向けて、地域福利増進事業、所有者の探索等に関するガイドライン等の整備、地方公共団体（特に市町村）への支援体制等に関する検討を行う。
- 所有者不明土地の発生抑制や解消に資するよう、土地所有者の責務の在り方など土地所有に関する基本制度の見直しについて、関係省庁と連携して検討する。

## 1. 所有者不明土地に係る新制度の円滑な施行に向けた取組

### ○ 土地収用法の特例、地域福利増進事業、所有者の探索等に関するガイドライン等の整備

制度の円滑な施行に向け、制度を運用する都道府県や事業主体のための基準、ガイドライン等を作成し、周知を図る

- ・都道府県知事が行う裁定に関する基準
- ・地域福利増進事業の事業類型、事業内容に関するガイドライン
- ・所有者の探索に関するガイドライン 等

### ○ 地方公共団体への支援体制の確立

国等有する用地取得事務のノウハウ等を地方公共団体（特に市町村）に提供

- ・地方整備局等、地方公共団体、関係団体で構成する協議会を組織。地方公共団体からの相談に対応
- ・地方整備局等から地方公共団体へ用地取得に精通した職員を派遣 等

## 2. 関係省庁と連携した取組

### ○ 土地所有に関する基本制度の見直し

所有者不明土地の増加を踏まえ、その発生抑制や解消に資するため、登記制度や土地所有権の在り方等に関する議論と整合をとりつつ、**土地所有者の責務の在り方など土地所有に関する基本制度の見直しについて、関係省庁と連携して検討する**

### ○ 利用が長期間に及んだ場合の措置に関する検討

地域福利増進事業の利用権について、延長により事業が長期間に及んだ場合の措置（土地の所有権の帰属や利用方法の拡大）について、実際の制度運用や民事法制における議論を踏まえつつ、引き続き検討を行う